

縦覧データの訂正について

下記工事の縦覧データに誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

	業務名	磐井川流域関連一関公共下水道槻本地区他枝線工事	履行場所	一関市赤荻字槻本地内他	入札年月日	令和6年4月25日												
No.	訂正箇所	訂正前		訂正後														
1	縦覧データ P-33	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2" style="text-align: left;">第14条 その他</th> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">10 現場代理人及び主任技術者（下水道事業） ・1. 現場代理人は、下水道工事に精通したものとする。 ・2. 監理技術者・主任技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有するものとする。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">対象の有無</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> </table>		第14条 その他		10 現場代理人及び主任技術者（下水道事業） ・1. 現場代理人は、下水道工事に精通したものとする。 ・2. 監理技術者・主任技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有するものとする。	対象の有無		有	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2" style="text-align: left;">第14条 その他</th> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">10 現場代理人及び主任技術者（下水道事業） ・1. 現場代理人は、下水道工事に精通したものとする。 ・2. 監理技術者・主任技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有するものとする。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">対象の有無</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> </table>			第14条 その他		10 現場代理人及び主任技術者（下水道事業） ・1. 現場代理人は、下水道工事に精通したものとする。 ・2. 監理技術者・主任技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有するものとする。	対象の有無		無
第14条 その他																		
10 現場代理人及び主任技術者（下水道事業） ・1. 現場代理人は、下水道工事に精通したものとする。 ・2. 監理技術者・主任技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有するものとする。	対象の有無																	
	有																	
第14条 その他																		
10 現場代理人及び主任技術者（下水道事業） ・1. 現場代理人は、下水道工事に精通したものとする。 ・2. 監理技術者・主任技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有するものとする。	対象の有無																	
	無																	
備考	訂正部分は下線の部分です。																	